

2016年(平成28年)5月25日 水曜日

Q 当社は労働組合と団体交渉(団交)を重ねてきましたが、主張が平行線をたどっています。これ以上団交を行っても無意味だと思っており、再び申し入れがあった場合、拒否することはできますか。



A 使用者は正当な理由なく団交を拒否することができます

が、団交も交渉である以上、労働組合の要求に対しても承認、譲歩する義務を負うものではありません。

使用者が組合からの団交の申し入れ事項に誠意をもって交渉したにもかかわらず、労使

団交、拒否できる?

相互に譲歩の意思がないことが明白になった場合には、団交の申請を入れを拒否することができます。この誠実交渉義務を尽くしたか否かは、交渉時間の回数が十分確保されていたか、説明が十分されていたかなどの要素により客観的に判断されます。

裁判例において誠実交渉義務違反とされた事案としては、△使用者が交渉のテーブルに着かず、文書の往復や電話のみによる対応で、合意達成の意思のないことが最初から明確△交渉の権限のない者に対応させた△拒否回答や一般論のみで、議題の内容について実質的な検討をしない△主張の根拠に対する具体的な説明や必要な資料の

提示をしないなどがあります。
労使双方が議題について主張や提案、説明を尽くし、これ以上交渉を重ねても進展の見込みがない段階に至った場合には、使用者としては誠実交渉義務を尽くしたといえ、団体交渉を打ち切ることが可能となります。

誠実交渉義務尽くせば可能

また、組合側が誠実に交渉しようという意思のない場合にも、交渉打ち切りの正当な理由と認められることがあります。交渉打ち切り後も、交渉再開が有り得る場合に、使用者に交渉再開に応じる義務が生じる場合があります。

（弁護士 松田健太
郎）